マリンレジャー事業者の皆さんへ



~あなたの事業所はスノーケリング業の届出は済んでいますか?~

令和3年5月1日から『沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に 関する条例』が改正施行され、新たに『スノーケリング業』が海域レジャー事業 の1つとして追加されました!



スノーケリング業に関するQ&A

- Q 私の店舗はビーチェントリーでスノーケルしてるけど、届出必要なの?
- A エントリー方法(船・ビーチ)に関係なく、業としてスノーケリング客の案内(ガィド)を行っていれば届出が必要になります。
- Q 私の店舗は潜水業・プレジャーボート提供業の届出済みなので、新たに届出 する必要ないよね?
- A すでに届出済みの業者でも、スノーケリング客の案内(ガイド)を行っているのであれば、新たにスノーケリング業を届出する必要があります。

なお、改正条例の施行日(令和3年5月1日)以前に、潜水業やプレジャーボート提供業の届出によってスノーケリング業を営んでいた場合は、みなし業者として、令和3年11月1日までの間に届出をするよう猶予期間が設けられています。

- Q 私の民宿のお客さんがスノーケリングをしたいと言うから海に連れて行って 一緒にスノーケリングポイントの案内(ガイド)しているけど、民宿の届出して るからスノーケリング業の届出はしないでいいよね?
- A スノーケリング客の案内 (ガイド) を行っているのであれば、スノーケリング業の届出をする必要があります。

「スノーケリング機材のレンタル」、「スノーケリング場所までの送迎」のみを行っている場合、届出は不要ですが、スノーケリングを行う者に対して「ライフジャケットの着用」「スノーケリングの器具の習熟」「複数人で利用」「危険な場所でのスノーケリングをさせない」等の事故防止対策を徹底するようお願いします。

- Q届出しないでスノーケリング業を営んだら、どうなるの?
- A 無届けの状態でマリンレジャー事業を営み続けた場合は、「検挙」 され、罰金が科せられるとともに、以後3年間マリン事業等の届出 ができなくなる場合があります!!
- Q 届出について問い合せしたいが、どこに連絡するの?
- A 届出に関して不明な点があれば、那覇警察署地域課(水上安全対 策係・098-836-0110) 迄お問い合わせ下さい。

適正・適法な届出を行い、利用者が安全に安心して利用する ことができるマリンレジャーを提供しましょう。

